

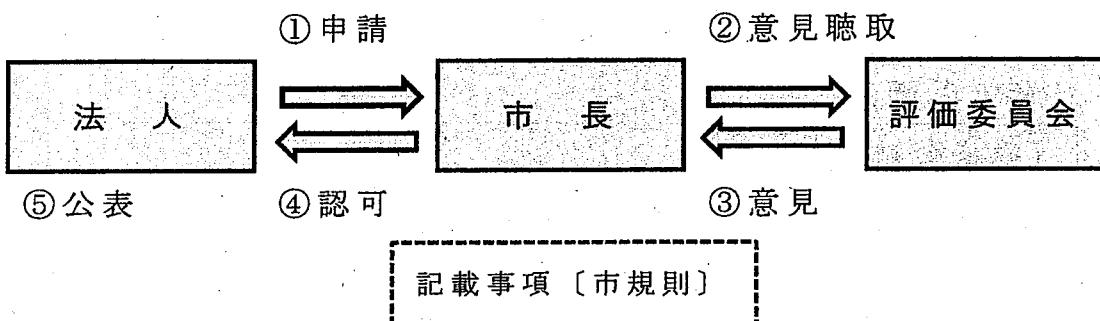
# 議題（1）参考資料

## 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書の概要

### 1 業務方法書とは

- 法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類
- 法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない。
- 市長は認可をするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### 《手続の流れ》



### 2 業務方法書に関する規定

#### (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(2) 山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年山陽小野田市規則第5号）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 契約の方法
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(3) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款（平成27年7月議会 議決）

（業務の範囲）

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 大学外の個人又は団体から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施、その他大学外の個人又は団体との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設、その他大学外の個人又は団体に対し学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること。
- (6) その他、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第27条 法人の業務の執行に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に定める業務方法書に定めるところによる。

○山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 契約の方法
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の作成及び変更に係る事項)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定による中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度の開始日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定による中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 積立金の使途
- (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の作成及び変更に係る事項)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなけれ

ばならない。

(各事業年度の業務の実績の評価に係る事項)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定による各事業年度における業務の実績について山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の市長への提出に係る事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定による中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の減価に係る会計処理)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする額

(2) 前号の額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の市長の指定する日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定による短期借入金の借入

れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定による重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行おうとする場合にあっては、その適正な見積価額）

(2) 処分等の理由

(3) 処分等の条件

(4) 処分等の方法

(5) 法人の業務運営に支障がない旨及びその理由

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(中期計画作成の特例)

2 法人の成立後最初の中期計画については、第3条第1項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。